

VI 組織

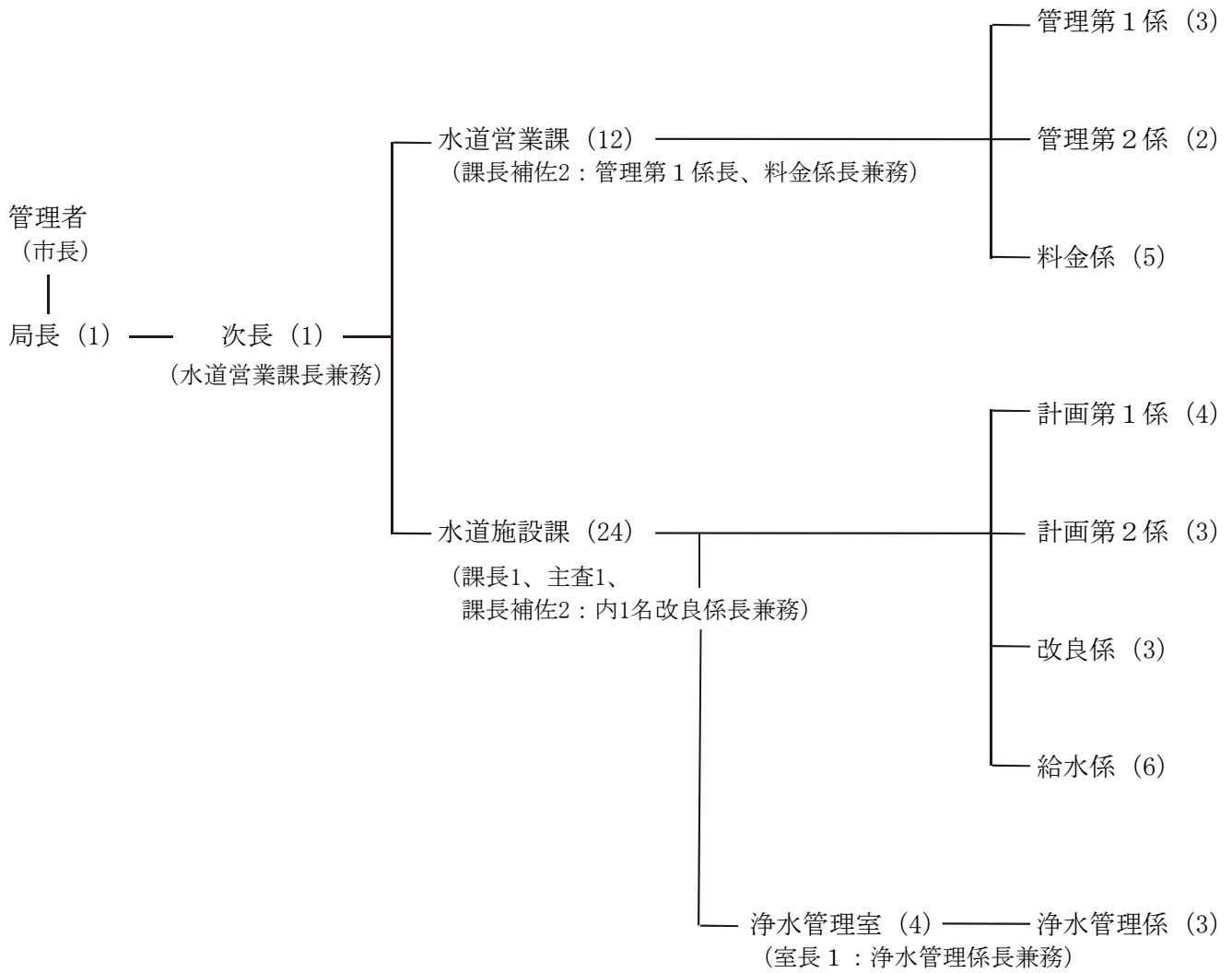
さあ今日も 水と元気が 蛇口から

平成二十四年度 第五十四回水道週間スローガン

1. 機構図

平成29年（2017）3月31日現在

上下水道局（38）



2. 事務分掌

<水道営業課>

管理第1係

- (1) 上水道事業の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 市議会提出議案に関すること。
- (3) 上水道事業の条例、規程その他法令に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 上水道事業の文書の収受に関すること。
- (6) 人事、給与及び労務に関すること。
- (7) 職員の研修及び教養に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 上水道事業の予算及び決算に関すること。
- (10) 上水道事業の資金計画に関すること。
- (11) 上水道事業の国庫支出金、企業債及び一時借入金に関すること。
- (12) 上水道事業の資産の取得及び処分に関すること。
- (13) 上水道事業の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (14) 工事の入札及び契約に関すること。
- (15) 指名願い及び指定給水装置工事業者に関すること。
- (16) 入札参加資格審査に関すること。
- (17) 諸資材、物品等の購入契約に関すること。
- (18) 上水道事業の貯蔵品の出納保管に関すること。
- (19) 上水道事業の会計経理に関すること。
- (20) 各種統計調査に関すること。
- (21) 庁舎の管理、庁中の取締及び当直に関すること。
- (22) 市町村職員共済組合に関すること。
- (23) 個人情報の管理に関すること。
- (24) 水道料金等審議会に関すること。
- (25) 局内（水道事業に限る。）の庶務に関すること。
- (26) 課内の庶務に関すること。
- (27) 災害対策に関すること。
- (28) 分水及び受水に関すること。
- (29) 車両の管理に関すること。

管理第2係

- (1) 簡易水道（飲料水供給事業を含む。以下同じ。）の総合計画及び事業計画に関すること。
- (2) 簡易水道の条例、規則その他法令に関すること。
- (3) 簡易水道に関する文書の収受に関すること。
- (4) 簡易水道の予算及び決算に関すること。

- (5) 簡易水道の国庫支出金、起債及び一時借入金に関する事。
- (6) 簡易水道の資産の取得及び処分に関する事。
- (7) 簡易水道の会計経理に関する事。
- (8) 簡易水道の調定に関する事。
- (9) 簡易水道に関する各種届出等に関する事。

料 金 係

- (1) 水道料金（全ての水道事業の料金をいう。ただし、斐川地域を除く。以下同じ。）の調定に関する事。
- (2) 水道料金の納入通知書の作成及び発送に関する事。
- (3) 水道料金の徴収又は督促に関する事。
- (4) 水道料金の収納に関する事。
- (5) 水道料金の軽減又は免除に関する事。
- (6) 検針データの処理に関する事。
- (7) 料金システムの管理運用に関する事。
- (8) 使用水量の認定に関する事。
- (9) 給水の開始及び中止の受付に関する事。
- (10) 公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料、小規模集合排水施設使用料及び浄化槽施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の徴収等に関する事。（ただし、斐川地域を除く。）
- (11) 広報及びホームページに関する事。

<水道施設課>

計画第1係

- (1) 上水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 上水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 上水道の水道施設台帳整備に関する事。

計画第2係

- (1) 簡易水道事業の基本計画及び事業認可に関する事。
- (2) 簡易水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (3) 簡易水道の水道施設台帳整備に関する事。

改良係

- (1) 上水道施設の支障移転等に関する事。
- (2) 簡易水道施設の支障移転等に関する事。

給水係

- (1) 配水施設及び給水施設の維持管理に関する事。
- (2) 有収率に関する事。
- (3) 水質等苦情処理に関する事。
- (4) 給水に関する諸届の受付処理に関する事。

- (5) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (6) 給水装置工事に関する事。
- (7) 水道メーターの管理及び取替修理に関する事。
- (8) 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水水道に関する事。
- (9) 管路図面の整備に関する事。

<浄水管理室>

浄水管理係

- (1) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (2) 水道施設（配水施設を除く。）の運転と維持管理に関する事。
- (3) 電気及び計装設備に関する事。

<平田営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。
- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 管路図面の整備に関する事。

<河南営業所>

- (1) 水道料金、下水道使用料等の徴収及び督促に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等の軽減又は免除に関する事。
- (3) 検針データの処理に関する事。
- (4) 使用水量の認定に関する事。
- (5) 給水の開始、中止の受付、水道メーターの管理及び取替等に関する事。

- (6) 水道施設の拡張及び改良工事に関する事。
- (7) 水道施設の支障移転等に関する事。
- (8) 水道施設台帳の整備に関する事。
- (9) 給水施設台帳の整備に関する事。
- (10) 給水装置の維持管理に関する事。
- (11) 給水に関する諸届の受付に関する事。
- (12) 水道施設の運転と維持管理に関する事。
- (13) 有収率に関する事。
- (14) 水質の保全及び水質検査に関する事。
- (15) 災害対策に関する事。
- (16) 営業所の所管に係る用地の買収、借入れ及び補償に関する事。
- (17) 水道事業に係る局との連絡及び地元調整に関する事。
- (18) 施設分担金の賦課及び徴収に関する事。
- (19) 管路図面の整備に関する事。

<斐川営業所>

- (1) 簡易水道料金の賦課、徴収、減免等に関する事。
- (2) 簡易水道の給水に関する諸届に関する事。
- (3) 簡易水道施設の維持管理に関する事。
- (4) 簡易水道施設の台帳整理に関する事。
- (5) 簡易水道組合に関する事。
- (6) 簡易水道事業の計画・設計・積算・施工管理に関する事。

3. 職員配置表（平成29年3月31日現在）

（単位：人）

所属別	職員数			職名										
	合計	事務職	技術職	局長	次長	課長	主査	課長補佐	室長	係長	主任	主任技師	主事	技師
総数	38	20	18	1	1	1	1	4	1	4	13	9	1	2
局長	1	1		1										
次長	1	1			1									
水道営業課	12	12						2		1	8		1	
管理第1係	3	3									3			
管理第2係	2	2								1	1			
料金係	5	5									4		1	
水道施設課	24	6	18			1	1	2	1	3	5	9		2
計画第1係	4	1	3							1	1	2		
計画第2係	3		3							1		2		
改良係	3		3									3		
給水係	6	3	3							1	3	1		1
浄水管理室	4	1	3						1		1	1		1
浄水管理係	3	1	2								1	1		1

*水道営業課：課長は次長兼務。管理第1係長、料金係長は課長補佐兼務

*水道施設課：改良係長は課長補佐兼務

*浄水管理室：浄水管理係長は室長兼務

4. 年齢別職員構成（平成29年3月31日現在）

年齢別	区分	事務	技術	合計	構成比
20才未満		0人	0人	0人	0.0%
20才以上～25才未満		0	0	0	0.0
25才～30才		0	1	1	2.6
30才～35才		0	1	1	2.6
35才～40才		3	0	3	7.8
40才～45才		8	4	12	31.5
45才～50才		2	5	7	18.5
50才～55才		3	4	7	18.5
55才以上		4	3	7	18.5
合計		20	18	38	100.0
平均年齢		46歳11月	47歳2月	47歳0月	

5. 勤続年数別職員構成（平成29年3月31日現在）

年数別	区分	事務	技術	合計	構成比
1年未満		0人	1人	1人	2.6%
1年以上～3年未満		0	1	1	2.6
3年～5年		0	0	0	0.0
5年～10年		0	0	0	0.0
10年～15年		1	1	2	5.3
15年～20年		6	4	10	26.3
20年～25年		5	3	8	21.1
25年～30年		2	4	6	15.8
30年～35年		5	2	7	18.5
35年以上		1	2	3	7.8
合計		20	18	38	100.0
平均勤続年数		25年0月	23年2月	24年1月	

*市職員としての通算勤続年数